

# 平成31年第1回片品村議会定例会会議録第1号

## 議事日程 第1号

平成31年3月7日（木曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 2号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5号 片品村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 6号 地方公営企業法の適用に関する条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第 7号 片品村観光施設事業に係る出納その他の会計事務の一部に係る権限を会計管理者に行わせる条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第 8号 片品村観光施設事業に関する条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第 9号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第14 議案第10号 村道路線の認定及び廃止について
- 日程第15 議案第11号 指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第12号 指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第13号 指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第14号 指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第15号 指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第16号 指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第17号 指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第18号 指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第19号 指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第20号 指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第21号 指定管理者の指定について

- 日程第26 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第27 同意第 1号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第22号 平成30年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第29 議案第23号 平成30年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第24号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第31 議案第25号 平成30年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第32 議案第26号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第33 議案第27号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第28号 平成31年度片品村一般会計予算について
- 日程第35 議案第29号 平成31年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第30号 平成31年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第31号 平成31年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第38 議案第32号 平成31年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第39 議案第33号 平成31年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 2号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5号 片品村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

- 日程第10 議案第 6号 地方公営企業法の適用に関する条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第 7号 片品村観光施設事業に係る出納その他の会計事務の一部に係る権限を会計管理者に行わせる条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第 8号 片品村観光施設事業に関する条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第 9号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第14 議案第10号 村道路線の認定及び廃止について
- 日程第15 議案第11号 指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第12号 指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第13号 指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第14号 指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第15号 指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第16号 指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第17号 指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第18号 指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第19号 指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第20号 指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第21号 指定管理者の指定について  
(日程第15から日程第25まで一括上程)
- 日程第26 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第27 同意第 1号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第22号 平成30年度片品村一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第29 議案第23号 平成30年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第30 議案第24号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第31 議案第25号 平成30年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第32 議案第26号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第33 議案第27号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について  
(日程第28から日程第33まで一括上程)
- 日程第34 議案第28号 平成31年度片品村一般会計予算について
- 日程第35 議案第29号 平成31年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第30号 平成31年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第31号 平成31年度片品村介護保険特別会計予算について

- 日程第 3 8 議案第 3 2 号 平成 3 1 年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第 3 9 議案第 3 3 号 平成 3 1 年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について  
(日程第 3 4 から日程第 3 9 まで一括上程)

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
平成 3 1 年 3 月 7 日			
出席議員 9 名		欠席議員 名	欠員 3 名
第 1 番	千 明 勉		( 出 席 )
第 2 番	後 藤 眞 平		( 出 席 )
第 3 番	萩 原 正 信		( 出 席 )
第 4 番	星 野 栄 二		( 出 席 )
第 5 番	高 山 悦 夫		( 出 席 )
第 6 番			
第 7 番	星 野 精 一		( 出 席 )
第 8 番	千 明 道 太		( 出 席 )
第 9 番			
第 1 0 番	今 井 功		( 出 席 )
第 1 1 番			
第 1 2 番	入 澤 登 喜 夫		( 出 席 )

説明のために出席した者の職氏名

---

村	長	梅	澤	志	洋				
副	村	長	金	子	賢	司			
教	育	長	吉	野	隆	哉			
総	務	課	長	萩	原	明	富		
住	民	課	長	武	藤	秀	文		
保	健	福	祉	課	長	原	澤	博	美
農	林	建	設	課	長	星	野	重	吉
むらづくり	観	光	課	長	桑	原	信	一	
教育委員会	事務	局	長	星	野	勝	彦		
給食センター	所	長	鈴	木	幸	光			
会	計	管	理	者	萩	原	睦	久	

事務局職員出席者

---

事	務	局	長	山	崎	康	広
係	長	金	子	小	百	合	

議長（星野栄二君） ただいまから、平成31年第1回片品村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

午前10時08分 開会

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星野栄二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番 入澤登喜夫君及び1番 千明勉君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（星野栄二君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月15日までの9日間に決定しました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

議長（星野栄二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議員派遣の件を報告します。

会議規則第129条第1項のただし書きによる規定により、議長において別紙のとおり議員を派遣しましたので報告します。

また、別紙議員派遣報告書のとおり報告します。

次に、去る3月1日に片品村教育委員会から、教育委員会の点検・評価報告書が提出されましたので、お手元に配付の報告書のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 一般質問

議長（星野栄二君） 日程第4、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

3番 萩原正信君。

(3番 萩原正信君登壇)

3番(萩原正信君) はい、3番。

先ほど、議長の冒頭の報告にもありましたように、片品村では近年、小中学校校舎建設や道の駅建設など大きな投資がなされ、それぞれ大変素晴らしい施設ができました。

しかしながら、村の財政に大きく影響を及ぼしています。戻れるものであれば、もう一度計画からやり直していきたいところでもあります。

その一つとしては、以前に戸倉ダム建設が中止になり、水資源機構が撤退するときに、村に事務所と建物を無償譲渡したいという申し出を前村長が断ったことでもあります。もし、この敷地を譲り受けていれば、その場所に道の駅の建設などの可能性もあったのでは、直接の経費削減となったかどうかはわかりませんが、また、もう一つとしては、小学校及び中学校の校舎建設ですが、大きく人口減少している中、もう少し検討し、施設一体型の小中一貫教育を考える必要があったのではと思います。あるいはそこに保育所も併設することもできたのではと思います。

新潟県湯沢町では、湯沢学園という愛称で5つの保育園、5つの小学校、1つの中学校を統合し、施設一体型保育園・小学校・中学校の一貫教育システムを取り入れ、平成26年に小中一貫教育校を開校しました。平成28年には、認定こども園を開園し、施設一体型の保育園・小学校・中学校の12年間を通した一貫教育システムがスタートしました。

また、平成26年には、教育法の改正により、義務教育学校として小学校課程から中学校課程まで義務教育を9年間一貫して行うことができるようになりました。

このように、法改正がされたり、近隣での小中一貫校を進めているのを聞くと、片品村の近年の小学校校舎建設、中学校校舎建設は、財政状況に大きく影響を及ぼしているため、大変残念でなりません。

それでは、通告に基づき、質問席に移り一般質問を行います。

(3番 萩原正信君 質問席に着席)

議長(星野栄二君) 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

村長(梅澤志洋君) はい。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

3番(萩原正信君) はい、議長。

議長(星野栄二君) 3番。

3番（萩原正信君） それでは、質問を行います。

1番目の質問として、片品村の財政の現状と、今後厳しい財政状況の中、進めていただきたい事業について質問いたします。

先ほども冒頭で申し上げましたように、近年、小中学校建設を初めとする大きな事業が実施され、起債未償還金額が増大しています。今後の財政運営を大きく影響すると思われませんが、その内容について伺います。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの萩原議員のご質問につきましてお答えをいたします。

近年、大きな事業が実施され、起債未償還金額が増大し、今後の財政運営に大きく影響するのではとのご質問ですが、まず、起債の未償還残額の推移ですが、全員協議会でお示ししましたように、平成10年度末の起債未償還残額は約4億7,000万円、平成20年度には約2億8,000万円となり、その後は30億円前後で推移をしていきました。

議員質問にある大きな事業の起債の内容ですが、片品小学校の建設については、平成25年度に開始し、平成27年度に完了していますので、片品小学校の建設に係る起債につきましては、平成25年度、26年度、27年度の3年間でそれぞれ借入れをした総額が約6億5,000万円です。返済につきましては、3年据え置きのため、平成29年度から元金の償還が始まり、平成31年度には全額が償還の対象となり、平成39年度で小学校建設に係る起債の償還が完了する予定です。

同じように、片品中学校の改築工事に係る起債の総額が約7億4,000万円、交流連携拠点整備事業に係る起債の総額が約4億7,000万円、児童館の建設に係る起債が1億4,000万円であります。

この4つの大きな事業の起債総額は約20億円で、ほとんどが過疎債のため、償還が完了するのは平成42年度の予定です。

このように、平成25年度以降、大きな事業が続いたため、平成31年度末の起債残高見込み額は約51億円になっています。また、起債に対する償還金の見込み額につきましては、平成31年度には4億円を超え、中学校改築工事等の起債全ての償還が始まる平成34年度には5億円を超え、平成42年頃までは高額な償還が続くと考えております。

このように、厳しい財政状況の中、防災無線関係施設の改修等大規模な事業も実施しなくてはならないため、事業内容を精査し、経費の節減に努めながら、計画的に事業を実施していきたいと考えています。よろしく申し上げます。

3番（萩原正信君） 議長。

議長（星野栄二君） 3番。

3番（萩原正信君） ただいま答弁いただいたように、起債未償還額が来年度以降増加し、平成42年度まで高額な償還額が続くということでもあります。

厳しい財政状況になるということではありますが、これ以外に歳入面でも減額となる要素が多く、特に、歳入財源の主要財源である交付税は平成29年度歳入決算額のうち4割を占めていて、19億円ではありますが、今後も人口減少が進む中、交付税の増加は見込まれないと思います。

来年度以降の歳入面で交付税を含めどのような状況となるか、おおよその想定できる見込みを伺えればと思います、よろしくお願いします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） はい、村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

最初に、来年度以降の村税の見込みですが、まず、住民税についてですが、給与所得者の中心となる若い世代が、現在の給与所得者の定年等により減っていく傾向にあります。

次に、固定資産税についてですが、土地の価格は下落傾向にあり、家屋の新築家屋が年間数軒しか建てられていないことから、経年減点により下がっていく傾向にあります。

なお、たばこ税についてですが、健康志向や価格の高騰により年々減少している状況です。また、軽自動車税及び入湯税につきましては、ここ数年はほぼ横ばいで推移をしています。

以上のことから、村税につきましては、各税目ともに緩やかな減少傾向で推移すると考えております。

次に、地方交付税の動向ですが、議員ご指摘のとおり、平成29年度の歳入に占める割合が約4割を超える主要な財源ですが、ここ数年は減少しています。

議員ご質問の来年度以降の動向ですが、交付税の算定については人口が基本となる項目が多いため、今後人口の減少に歯止めがかからなければ、地方交付税も減額されるものと予想しておりますので、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、萩原議員のご質問に対する答弁をさせていただきます。

3番（萩原正信君） はい、議長。

議長（星野栄二君） 3番。

3番（萩原正信君） 大変ありがとうございました。

財政的に大変厳しいことが理解できました。

答弁いただいたように、今後は事業内容を精査し、経費節減に努め、長期的な計画の中で事業を実施していただきたいと思います。

それでは、次の質問をします。

国土調査の地籍調査についてですが、群馬県内の市町村で未着手は片品村を含む5市町村と聞いています。将来的なことを考えると、早期に着手することが望ましいと思いますが、先ほどの答弁でもありましたように、片品村の財政は大変厳しい状況にあります。そのような中ではありますが、着手することを検討していただきたく、お伺い申し上げます。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

地籍調査について着手することを検討していただきたいとのご質問ですが、昨年11月22日の議会全員協議会で、担当課長から国土調査の中の地籍調査について概要説明を申し上げたように、平成29年度の状況では、群馬県内35市町村中、未着手は片品村を含む5市町村あります。完了したのが4市町村、実施中の市町村が23市町村、何らかの事情等で休止しているのが3市町村です。

萩原議員も御存じだと思いますが、人に関する記録として戸籍がありますように、土地に関する記録を地籍といい、日本の国土を正確に記録するための土地の基礎的な調査が地籍調査であります。この地籍調査を実施することによりまして、地籍が明確化されて、境界紛争などのトラブル防止、土地取引の円滑化、課税の適正化など広範囲で利用できると思われれます。

このようなことから、早期に着手することが片品村にとって望ましいと思いますが、多額の費用と時間などが必要になります。

例えば、費用の面に関しては、平成30年度群馬県の資料に基づき算出してみますと、片品村の宅地、雑種地を調査する場合、面積1平方キロメートル当たり、群馬県の平均経費は約3,600万円ですから、調査対象面積約80平方キロメートルとして、2億8,800万円となります。また、農用地では、約22.5平方キロメートルですので、8億1,000万円、山林を含めると約33億円の費用が必要となります。

しかしながら、将来の片品村のことを考えますと、財政的に厳しい状況であります、中長期的な事業計画で検討していく必要があると認識をしております。

今後も、議員を初め村民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、検討していきたいと思っております。

以上です。

3番（萩原正信君） はい、議長。

議長（星野栄二君） 3番。

3番（萩原正信君） ただいま答弁いただいたように、多額の費用がかかります。

先ほど、村の財政についても説明いただいたように、十数年は厳しい状況にあります。いつ着手できるかわかりませんが、将来の片品村のためにも、地籍調査を含め、中長期的な事業計画の中でぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、次に、片品村の人口減少問題について質問いたします。

片品村の人口の自然増減は、平成2年に出生数を死亡数が上回り、その後に人口減少が大きく進み、平成2年当時6,100人であった人口が、現在4,400人余りとなっていて、1,700人ほど減少しています。

この減少の要因の一つとして、未婚率の増が挙げられますが、未婚者の解消に向けた婚姻支援について、行政として何らかの取組ができればと思いますが、村長のお考えをお聞かせください。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの萩原議員のご質問につきましてお答えをいたします。

未婚者の解消に向けた婚姻支援について、行政として何らかの取組ができればとのご質問ですが、萩原議員ご指摘のとおり、人口減少対策として、不妊治療、妊婦支援、出産・産後支援や子育て支援など様々な取組を行っておりますが、現状は人口減少が進んでおり、現象要因の一つとして、結婚支援は重要な課題であると考えております。

平成22年頃から、数年間むらづくり観光課で取組でおりました未婚者の解消に向けた結婚支援につきましては、参加者を集うことの難しさや課題が多く、やむなく事業を終了しているところですが、社会情勢の変化に伴い、若者の結婚観やコミュニケーションのとり方にも変化が生じている昨今でございます。つきましては、消防団員確保と福利厚生の上昇を目的に、消防団員限定ではありますが、出会いの場づくりの取組を行いたいということで、平成31年度当初予算に事業費を計上させていただき、業界のプロフェッショナルや地元のマスメディア、若い消防団員などの意見を取り入れ、年度内に4回程度開催し、毎回別の講師によるマナー講座やオリエンテーリングを行い、自分磨き、潜在的な魅力の発見など、自分自身を見つめ直していただくとともに、生涯の伴侶との出会いをしていた

できればと強く念願をしているところです。

さらに、若者の意見や既に支援事業を行っている自治体を参考に、幅広い視野を持って検討していきたいと考えておりますので、引き続き、議員皆様のご指導とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**3番（萩原正信君）** はい、議長。

**議長（星野栄二君）** 3番。

**3番（萩原正信君）** ただいま村長から答弁いただいたように、今までも結婚支援に取り組んでいましたが、現在事業は終了しているとのことでもあります。

そのような中、今回、消防団員限定ではありますが、出会いの場づくりの取組を行っていただくということで、大変ありがとうございます。

これですぐ解消することではありませんが、結果を余り求めず、若者の結婚観の意識改革が少しでもできればと思います。

また、結婚支援だけでなく、移住・定住者なども広く募集し、片品村の人口減少に少しでも歯止めとなり、将来増加となるよう、村民一丸となって取り組めればと思います。

それから、一昨日の上毛新聞に、利根沼田地域で出産対応できる病院がこの4月から利根中央病院だけとなるという記事が載っていました。これも現状の出生数が減少している中ではやむを得ないのかと思いますが、出生数が増加し、施設が不足するような状況となることを願い、そのときには梅澤村長さんを初め、利根沼田地域の首長さん方に頑張ってください、利根沼田地域が安心して出産できる施設整備がなされるようお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

**議長（星野栄二君）** 次に、5番 高山悦夫君。

**5番（高山悦夫君）** はい、5番。

**議長（星野栄二君）** 5番。

（5番 高山悦夫君登壇）

**5番（高山悦夫君）** 通告に基づき、一般質問をいたします。

本日は、平成の最後である平成31年3月議会定例会において、一般質問の機会をいただき、感謝を申し上げます。

皆様も御存じのことと思いますが、本年は改元の年ということで、新時代を迎える節目の年であります。

片品村におかれましては、昨年7月に待望の道の駅尾瀬かたしながオープンし、来場

者や農産物の直売も順調ということで、いよいよ観光や農業面において村の活性化、その効果が見えてきたところで、村民もその喜びを今後に期待するところでもあります。

また、教育面におかれましては、平成28年度に村内の小学校が統合され、昨年12月には片品中学校も新築落成、3学期からは新校舎での授業がスタートされたとのこと。未来を担う子供たちがすばらしい環境の中ですくすく育つその姿が今から楽しみです。

そこで、今回は、活力あるむらづくりのために幾つか質問をさせていただきます。

(5番 高山悦夫君 質問席に着席)

議長(星野栄二君) 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

5番(高山悦夫君) はい、議長。

議長(星野栄二君) はい、5番。

5番(高山悦夫君) はい、5番。

最初に、住民参加型の村政について質問をさせていただきます。

村長も就任以来1年数箇月が経過し、村民から村政のかじ取り役として高い評価を得ているように思え、5月の改元により、平成から新時代へと時代は変わりますが、次の時代は、人口減少、少子高齢化など、急激にその姿が変化してまいります。

そこで、村長は、新時代へ向けてのむらづくりや構想など、区や地域へ出向き、村民、特に若い人、子育て中のお母さんや高齢者、身障者の方などの悩み、相談を直接受けたり、意見交換などを行い、住民参加型の村政として生かすために、村民との座談会を開催して欲しいと思いますが、村長の考えを聞かせてください。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(星野栄二君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

ただいまの高山議員のご質問につきましてお答えをいたします。

区や地域へ出向き、若者や高齢者、身障者などの悩みや相談を直接受けて村政に生かす考えはあるかとのご質問でございますが、村長就任以来1年以上経過をいたしました。その間、村内のさまざまな団体の皆様方と総会や諸行事の際、意見交換を行い、村民の皆様が何を行政に求め、どのようなことが課題なのかなどの話を直接お聞きすることができました。

現在、行政として、高齢者や身体障害者の相談支援は、保健師、ヘルパーやケアマネな

どがきめ細かな支援をしておりますが、各地区においても、今年度から「みんなで支え合うむらづくり」をテーマに、地区での悩み事を地区で解決する生活支援体制整備協議体第2層の組織づくりを推進しています。まずは、行政の支援とこの地域事業を充実させ、誰もが安心して暮らせる地域づくりを築きたいと考えております。

地域で解決できない悩みや相談は、各地区から村に要望していただき、第1層協議体の会議で社会福祉協議会を始め、解決に向けた検討をいたします。

また、各地区に出向き、悩みや相談を直接受ける住民参加型の村政も必要であると思いますので、議員ご指摘のとおり、新年度からは広範囲にわたり村民の皆様からご意見をお聞きしたいと考えております。

他市町村では行政が日時、場所を決め、地区役員さんを中心に、地域の皆様に集まっていただくという方法で行っているようです。

片品村では、ホームページ等で懇談可能な日を公開し、村民が時間と場所を決める方法が良いのではないかと考えております。なお、詳細な懇談方法については今後決めさせていただき、お互い貴重な時間を過ごすことができるよう、かつ、内容の濃い懇談会になるよう工夫し、村政に活かしてまいりたいと思いますので、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。高山議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

5番（高山悦夫君） はい、議長。

議長（星野栄二君） 5番。

5番（高山悦夫君） ありがとうございます。

それでは、次に、村有観光施設について幾つか質問をさせていただきます。

低迷が続く観光事業に活力ある村づくりをお願いしたいと思います。今、村有観光施設には、道の駅やスキー場、その他たくさんの観光施設がありますが、その中から、指定管理者をお願いしているオグナほたかスキー場についてお伺いをしたいと思います。

先月、2月8日に指定管理者制度として武尊山観光開発株式会社へ管理運営をお願いしているオグナほたかスキー場へ行き、現地視察をさせていただきました。

スキー場では、9ページもの詳細な資料をご用意していただいております。スキー場側から詳細な説明を受けました。お客様一人一人に対する細かい気配りや、スキー場経営の難しさなど、また、ベテランらしい営業に対する賢明な努力、取組がひしひしと感じられました。

オグナほたかスキー場は、片品村の観光、村民の働く場として、現在約60名の人が従事しております。グレンデ内には村民が3店舗の食堂を経営しております。このようなことから、オグナほたかスキー場は、冬の産業でとても重要な施設であると感じました。

本年が指定管理者の契約更新の年となっているそうでございますが、私は武尊山観光開発株式会社にオグナほたかスキー場の指定管理者として未永く経営していただきたいと思

います。

村長の考えをお聞かせください。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

オグナほたかスキー場の指定管理契約を、引き続き武尊山観光開発株式会社へお願いをして欲しいと思うが考えはあるかとのご質問でございますが、オグナほたかスキー場につきましては、昭和50年に国設武尊スキー場として開業以来、片品村の特に花咲地区の冬季観光産業の一翼を担ってきたと考えております。

かつては3スキー場がありましたが、現在はオグナほたかスキー場1か所となり、議員ご指摘のとおり、花咲地区の冬季観光産業の重要な施設であり、また、雇用も含めて地域経済にとって大きな役割を果たしていると考えております。

指定管理者の指定につきましては、片品村の公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例によるところとされており、指定を受けようとする団体を公募するものとされています。

現在、指定管理者として指定している武尊山観光開発株式会社は、平成26年10月1日から平成31年9月30日までとなっていますが、武尊山観光開発株式会社を候補者として選定するに当たっては、片品村の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条、指定管理者の候補者の選定の特例により候補者とし、議会の皆様の議決をいただき、指定管理者として指定をさせていただきました。

第3セクター方式の株式会社として設立された武尊山観光開発株式会社は、公共性を有し、地域の観光振興、地元雇用の確保を初め、地域の発展に寄与することを目的としており、平成20年からスノーパル・オグナほたかの指定管理者として管理、運営を行ってきた実績があり、指定管理者の候補であることはご承知のとおりであると考えております。

本年10月からの指定管理者の指定に向けて、片品村からの経費支出等のあり方も含め、指定条件について関係者の検討を行うとともに、さらに議会の皆様との協議を進め、手続を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

5番（高山悦夫君） はい、議長。

議長（星野栄二君） 5番。

5番（高山悦夫君） はい、5番。

ありがとうございました。

次に、花の駅・片品花咲の湯について質問をさせていただきます。

同じく、この日2月8日、私たちはオグナほたかスキー場を視察の後、花咲の湯を視察させていただきました。

この施設は平成9年に総合交流ターミナルとして、都市と農村の触れ合いの場、片品村の観光情報の発信拠点、農産物直売所などを目的につくられた施設であります。

開業当時から数年前までは、駐車場が足りないほど、また、入場待ちのお客様の車が道路まで渋滞するほど賑わっておりました。しかし、観光の低迷からか、ここ数年お客様の減少が目立つようになり、当初を知る地元の方は花の駅は大丈夫かと遠巻きに心配する声が聞こえるようになりました。

私が思うには、時代の変化による観光客の減少と椎坂トンネルの開通で道路のアクセスが良くなり、お客様の流れが変化したのが大きな原因かと思っております。

当施設は、最近になり、片品村から岩盤浴や街灯の設置、駐車場の整備、村民へ岩盤浴の利用優待券の配付など、大変なご協力をいただき、感謝をしております。

現在、この施設では従業員22名が働いており、村民が生きがいに行っている農産物の直売所や、観光関係においても、村内の旅館や民宿、ペンションへお泊まりのお客様など多くの方が利用しており、村が誇れる施設として、また、観光の目玉としても欠くことのできない施設となっております。しかし、最近では、高齢化によるベテラン職員の退職などがあり、人手不足などの理由から、営業の主力であるレストラン、大広間の営業を休業せざるを得なくなっております。週末など、繁忙時にはお客様にご迷惑をおかけすることもあるとのことです。

職員は大広間の営業を再開するなど、また、賑わいを取り戻したいという考えを強く持っておりますので、村の宝である花咲の湯の評判が低下しないうちに、一日も早く職員の補充をしていただき、職員が営業改革などしやすいようにご協力をいただきたいと思います。村長の考えをお聞かせください。

**村長（梅澤志洋君）** 議長。

**議長（星野栄二君）** 村長。

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

村民が生きがいに行っている農産物直売所や環境の目玉となっている当施設の賑わいを取り戻すために職員の補充や営業改革が必要だと思いがとのご質問でございますが、花の駅・片品花咲の湯につきましては、片品村振興公社株式会社が指定管理者となり、住民福祉の増進と地域の農業観光振興に資するため、運営に当たっているところでございます。

今年度は平成10年度の開業から20年の節目を迎え、片品産出の貴陽石を使った岩盤浴施設の開業、外灯のLED化、駐車場の整備等、施設の魅力向上によるリピーターの確保と、7月に開業した道の駅尾瀬かたしなどの連携による誘客に努めているところでござ

います。

議員ご指摘の花咲の湯の職員の補充につきましては、指定管理施設の業務に関わる質問のため、答弁は控えさせていただきますが、同じく指定管理者で運営しております道の駅尾瀬かたしな、ほっこの湯やスキー場、宿泊施設などの村内外の観光施設等とさらに連携を図りながら、地域の活性化、賑わいのため、さらに魅力を高められるよう振興公社にお願いをしたいというふうに思いますので、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げ、高山議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

5番（高山悦夫君） はい、議長。

議長（星野栄二君） 5番。

5番（高山悦夫君） はい、5番。

ありがとうございました。

それでは、次に、道の駅尾瀬かたしなについて質問をさせていただきます。

昨年7月、待望の道の駅がオープンしました。今年は2年目を迎え、農産物の直売所やレストランの営業も順調と聞いております。

しかし、まだ、観光や農業の発信拠点、村の中心地活性化などを目的とした事業としては、目的が果たし切れていないような気がします。

そこで、さらにお客様を呼び込み、中心地を賑やかにし、観光や農業が活性化するために、スキー場や村の観光施設などと連携を強化し、魅力アップすることが大事と思えるが、村長の考えを聞かせてください。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

村の観光と農業の発信拠点としてスキー場や観光施設との連携を強化し、さらに魅力度アップにつなげたらと思うがとのご質問でございますが、道の駅尾瀬かたしなにつきましても、花咲の湯と同様に片品村振興公社株式会社が指定管理者となり、村の中心地からの情報発信、交流連携拠点施設として、片品村農業観光振興に資するべく、運営に当たっているところでございます。

花咲の湯と同様に指定管理施設のため、道の駅の業務に関わる質問の答弁は控えさせていただきますが、道の駅尾瀬かたしなは群馬県内32番目の道の駅として昨年7月にオープンし、まだ7か月で、試行錯誤しながら運営を進めていますが、議員ご指摘のとおり、さらに賑わいと魅力度をアップし、多くの皆様に愛され、笑顔行き交う道の駅としてご利用

用いただき、片品村の雇用創造、地域振興に資するよう、振興公社にお願いをしたいというふうに思いますので、議員各位のご指導をお願い申し上げまして、高山議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

5番（高山悦夫君） はい、議長。

議長（星野栄二君） 5番。

5番（高山悦夫君） はい、5番。

ありがとうございました。

付随して、もう一つお聞かせいただきたいと思います。

当初の目的であった、村の中心地を賑やかにという、中心地の活性化などを目的としてできた道の駅でございますが、その道の駅の目的の中の中心地活性化という部分が、見えなような気がするんですが、その辺について村長はどう考えているかお聞かせいただきたいと思います。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

道の駅尾瀬かたしなは、第3次総合計画後期基本計画において、情報発信、交流連携拠点エリア整備として、若者の雇用創造に向けた取組の一つとして示され、寄居山温泉センターのリニューアル、村の産物屋かたしなやの整備など、先導的な取組が行われてきました。

今年度は、ほっこりの湯を始め、笠科神社、片品村文化センター等の施設の利用及び来場者アクセス向上のため、旧尾瀬ツーリストの事務所として使用していた建物を解体、舗装させていただきました。

道の駅に移転したかたしなやの旧施設は、4月から業務委託をさせていただき、村民の交流施設も兼ね、片品産の食材を生かした料理等を提供するカフェレストランとしてオープンする予定となっております。

また、文化センターの西側に位置する溪谷の紅葉が素晴らしいため、その景観を生かせるように立木の伐採などの整備を実施する予定でございます。

道の駅尾瀬かたしなを中心に、これらの施設を利用する旅行者等の流れが生まれ、活性化が図れるよう、住民のコンセンサスを得ながら、空き店舗の活用等、さらに取組を進めてまいりたいと考えています。

本年9月には、村中心地活性化の一環として、また、誘客促進のため、道の駅尾瀬かた

しなから寄居山公園までを会場として、O Z EかたしなアカペラファンタジーF E Sの開催も予定しております。

議員各位、関係の皆様のご理解とご協力をいただきながら、村の中心地区の活性化を進め、さらに片品村全体に広げていければと考えておりますのでよろしく申し上げます。

5番（高山悦夫君） はい、議長。

議長（星野栄二君） 5番。

5番（高山悦夫君） はい、5番。

ありがとうございました。どうぞよろしく申し上げます。

次に、冬の温泉施設活用についてということで質問をさせていただきます。

片品の冬は雪も多く、寒いし、外での生活や運動が困難になり、特に高齢者や身障者は運動不足やストレスなどで体調を崩しがちになるとのこと。そこで、温泉施設、花咲の湯の閑散時期を利用させていただき、社会福祉協議会や健康管理センターなどの協力をいただくなど、健康体操や悩み事相談、レクリエーションなどを取り入れ、高齢者や身障者の生活に夢や感動を与え、高齢者の健康寿命の増進と生きがいに生かさないかと思いますが、村は支援できるか、村長の考えを聞かせて下さい。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

花咲の湯を利用させてもらい、高齢者や身障者に健康維持と生きがいに生かして欲しいと思うが支援できるかのご質問でございますが、冬の花咲の湯などの温泉施設活用につきましては、季節柄、高齢者や身体障害者の方に外出を促すことは危険が伴い、課題が多くあります。

特に大きな要因であります輸送につきましては、問題を払拭することが難しい状況ではございますが、花咲の湯を活用して高齢者などの生きがいに生かすような新規事業の検討と、現在の事業の見直しを行い、高齢者が笑顔でできる健康づくり、生きがいに生かすような健康教室、健康体操、高齢者や障害のある方の各種団体による花咲の湯の活用を社会福祉協議会関係機関の協力を得て、検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、高山議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

5番（高山悦夫君） はい、議長。

議長（星野栄二君） 5番。

5番（高山悦夫君） ありがとうございます。前向きにどうぞ検討していただきたいと思います。

次に、有害鳥獣対策について質問をさせていただきます。

今、心配されている荒廃農地の原因として挙げられるのが、耕作者の高齢化、あるいは後継者不足、山間地の有害鳥獣の被害などが考えられます。

そこで、本日は、有害鳥獣被害について伺いたいと思います。

今、被害を受けている有害鳥獣の代表的な動物などに熊、あるいは鹿、イノシシ、カラス、猿などが挙げられると思いますが、これらの被害状況とそれらに対する予防対策はどうなっていますか。

特に、最近発生しているカラスによる被害で、農産物のトウモロコシが作れない、果物やトマトが傷ついて商品にならないなどの声が聞こえています。

カラスの被害対策は大変難しいと言われておりますが、カラスについてはどのような予防対策が効果的か、そのほか、最近、近隣の市町村では、動物たちによって運ばれてくるヒルの発生の話がありますが、そのヒルの対策は大変難しいと言われておりますけれども、片品ではどのような情報があるか、情報があつたらお聞かせ下さい。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

村内の有害鳥獣の被害と対策及び動物により運ばれてくるヒルの情報を把握しているかとのご質問でございますが、有害鳥獣被害の状況につきましては、全国的に被害が拡大していて、各地で大変苦慮しているところであります。

農作物の被害は、主に猿、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、カラスなどによる農作物の食害や農地の踏み荒らし、掘り起こしなど、大変深刻な状況で、平成29年度において、農作物の被害金額は約350万円となっております。ほかにも連絡等がなく、把握できないものがあります。

被害対策としては、鳥獣被害防止柵の設置、電気柵の設置補助や巡視員3名による巡回や追い払い、捕獲隊員による農繁期の捕獲罨、冬季の銃による一斉駆除、捕獲奨励金の給付など、被害の防止に向けたさまざまな取組を猟友会を初め関係機関の皆様のご協力によりまして実施してきました。

しかしながら、被害の発生を防ぐことが非常に難しい状況であります。今後につきましても、関係機関と連携し、有害鳥獣対策に努力していきたいと考えております。

なお、カラスによる被害防止対策でございますが、現在、猟銃での駆除を実施していますが、住宅地に多く見られるため、猟銃での駆除が非常に難しい状況でありますので、今後については、箱檻等により捕獲する方法や、ドローンを使用し巣を見つけて除去するなどの方法を検討していきたいと思っております。

次に、ヤマビルの生息や目撃情報ですが、森林関係者に聞いてみますと、利根郡内では水上町と川場村で生息しているようでございます。今のところ片品村での目撃情報はありません。しかし、群馬県林業試験場の生息分布調査では、2009年から2016年の7年間に生息地が1.3倍に拡大されていると調査報告が出ていますので、今後片品村にも生息する可能性があるため、生息が確認された場合には、国や群馬県、農林業関係者との連携を強化して、生息場所が特定できるうちに、農薬散布など、早期に駆除対策をしていく必要があるかと思っております。

なお、群馬県では、鳥獣被害対策の推進に関する条例の制定に向けた動きもあると聞いております。村においても、猟友会を初め関係者皆様方と連携し、被害対策をしていく所存でありますので、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

5番（高山悦夫君） はい、議長。

議長（星野栄二君） 5番。

5番（高山悦夫君） はい、5番。

ありがとうございました。

今、村長答弁にございましたけれども、非常にヒルの生息が広がっていると、その退治をする、これが非常に難しい。ヒルの住んでいる場所が草むらあるいは木々の高枝などで、消毒なども大変だというふうに聞いております。ということで、予防対策の強化をぜひお願いしたいと思います。

次に、答えられる範囲で結構です。幾つか質問させていただきます。

村内での鹿や熊等の年間の捕獲頭数は上限何頭までなのか決まりがあるのか。

それから、捕獲や駆除に必要な奨励金の予算はどのぐらいとっているのか、それで十分なのか。

それから、今年度の駆除件数、大体何件ぐらいあったのか。平成30年度の実績はどうなのか。

29年度と30年度の駆除実績の比較はどうなのか。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

鹿や熊などの年間捕獲頭数につきましては、片品村有害鳥獣被害防止計画に基づきまして捕獲等を実施しており、捕獲対象鳥獣については、生息状況や被害状況等を踏まえて3か年捕獲計画を作成して、群馬県に提出をしております。

例えば、鹿については平成29年度95頭、30年度が160頭、31年度も前年と同様の160頭であります。イノシシについては、29年度が45頭、30年度75頭、31年度も75頭としています。なお、計画以上に捕獲する場合がありますが、その都度変更して捕獲できるようにしております。

また、熊については、人身被害防止等、捕獲がやむを得ない場合捕獲を行うことになっておりますので、その都度許可を得ています。

次に、捕獲奨励金の予算額は不足していないのかとの質問でございますが、予算につきましては国からの補助金をいただき、十分に確保しておりますが、大雪などで猟期中の捕獲数が多くなった場合は、1頭当たりの奨励金を減額して対応することとなっております。

例えば、鹿やイノシシの奨励金については、捕獲及び駆除期間の4月1日から11月14日までが、1頭当たり国の補助金が8,000円、村から2,000円で、合わせて1万円を支給しております。猟期の11月15日から2月末日までについては、1頭当たり村から5,000円を支給しております。

なお、捕獲及び駆除期間の主な鳥獣の捕獲実績につきましては、平成29年度では、鹿が62頭、イノシシが5頭、猿が24匹であります。平成30年度では、鹿が54頭、イノシシが29頭、猿33匹です。

これを比較しますと、鹿や猿についてはおおむね横ばい傾向で、イノシシの捕獲数は大幅に増加はしておりますが、今後さらに捕獲の強化をするための対策が必要と考えておりますので、議員各位、関係者皆様のご理解とご協力をお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

5番（高山悦夫君） はい、議長。

議長（星野栄二君） 5番。

5番（高山悦夫君） はい、5番。

ありがとうございました。

鹿は横ばい、イノシシが大変増えている、あとは猿も増えているということでございまして、その他の動物も増えているのではないかと思います。これらの問題を解決するには、村レベルでは無理があるのではないかと思います。猟友会の方が高齢になったり、また、若い方の募集が追いつかなかつたりということがあつたそうです。今後は村レベルだけでなく、現地の被害状況など、詳しく県や国に報告し、対策の強化をお願いしていただく

よう強くお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（星野栄二君） 次に、7番 星野精一君。

7番（星野精一君） はい、7番。

議長（星野栄二君） 7番。  
（7番 星野精一君登壇）

7番（星野精一君） 私たちの国は、大きな資源も持たないアジアの端の小さな島国であります。だからこそ、最高の資産は人であり、人づくりこそ国としての1番目の仕事です。しかしながら、人づくりの基礎となる教育環境の現状は憂うべきものがあり、それは以下の3点でございます。

まず、教育に投じる予算ですが、これはOECD加盟国の中で最下位という実情です。

次に、田中角栄元総理が教育こそ国家の礎であり、そのために優れた人材を集めるべく始めた人材確保法が有名無実化し、むしろ、OECD諸国の中では、日本の教員が一番忙しく、2016年の資料では、全国平均の残業時間が週54時間あると下村元文科省大臣が述べております。

続いて、保育園から大学を出るまでの全教育課程における私費負担の割合はOECDの平均が16%のところを我が国は30%であり、日本の教育は家庭が支えていると言っても過言ではありませんが、格差社会の定常化で家庭の体力が低下しており、その土台は今大きく揺らいでいます。

以上のような状況の中、私たちの村は人づくりはむらづくりの原点に戻り、越後長岡藩の米百俵の精神を受け継ぐ教育行政を行う責任があります。その認識に基づき、質問席において、教育振興対策についての一般質問を行います。

（7番 星野精一君 質問席に着席）

議長（星野栄二君） 教育長 吉野隆哉君、答弁席へ願います。

教育長（吉野隆哉君） はい、教育長。  
（教育長 吉野隆哉君 答弁席に着席）

議長（星野栄二君） 7番。

7番（星野精一君） はい、7番。

教育関連の勉強をしていくと、必ずフィンランドが出てくるんですよ。フィンランドの教育環境は、25年ほど前が底であり危機感を持った国が教育改革に予算を集中し、教

師に対して、医者、弁護士並みの待遇にし、その成果が今出ているという、政治主導のお手本のような例ですが、（１）番の２０２０年から、来年から、入試改革をしたり新学習要領が順次導入されますけれども、その認識と対策をお聞かせください。

**議長（星野栄二君）** 教育長。

**教育長（吉野隆哉君）** はい、教育長。

通告に基づき、星野精一議員の質問にお答えいたします。

入試改革と新学習指導要領の導入についての認識と対策ということでございますが、ご質問をいただきましたとおり、大学入試は２０２０年度に変わります。今のセンター試験が大学入学共通テストになり、選択式だけではなく、記述する部分も加わるというような情報もあります。

また、学習指導要領も改訂され、全面実施は小学校が２０２０年度、中学校が２０２１年度、高等学校が年次進行であります。新入生から２０２２年度に改訂されることになっております。

今回改訂された学習指導要領で一番大きく変わるのは高等学校教育であります。学習指導要領では、高校にも探求型の授業を求めています。しかし、限られた時間の中で効率よく授業を進めようとする、知識の習得が授業の中心になり、これまで探求型の授業が余りできなかったという事情がございました。これは、高校の先に大学入試があったからであります。

今回は、高大接続改革として入試を改革し、出口を変えて、高校教育を充実させようとするものであります。また、高校入試に関しては、既に思考力、判断力、表現力を問う方向に変わってきていますので、大学入試ほどの変化はないと判断しています。

以上のことから、入試は学習指導要領の趣旨に沿った形で行われますので、日々の授業を通して、子供たちに知識だけではなく、考え、探求し、活用する力、そしてそれを表現する力などをつけていくことがその対策になると考えております。

教育委員会としては、学校のそういった形の指導の支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

**議長（星野栄二君）** ７番。

**７番（星野精一君）** はい、７番。

今、教育長のほう、高校が一番変わるとおっしゃっていますよね。高校進むまで小、中ありますが、基礎がしっかりできていなければ、高校でしっかりしたパフォーマンスはできません。

小中学校は指導要領で大きく変わったのはどういうところですか。

議長（星野栄二君） 教育長。

教育長（吉野隆哉君） まず、知識、理解を習得するだけではなく、それを活用する力、学習指導要領では生きる力と言っておりますが、そういったものを身につけさせ、そして、知識、理解を実際に活用できるような人間を育てていく、前回の学習指導要領からそういった形に変わってきています。

今回の学習指導要領では、さらにそれを強く打ち出したものと認識しています。

議長（星野栄二君） 7番。

7番（星野精一君） それでは、2番に自然に流れますけれども、これは教育長、知識教育が知恵の教育にシフトだというふうに解釈していいですね。

議長（星野栄二君） 教育長。

教育長（吉野隆哉君） ご指摘のように、高校教育まで探求型の授業を求め、大学入試改革まで踏み込んだ点では知識教育から知恵の教育へのシフトであると言えます。

また、今回の学習指導要領では、知っていることやできることをどう使っていくかという思考力、判断力、表現力がより重要視されております。そういった点から、知恵の教育を大切にしていることも間違いありません。

ただ、前回の学習指導要領でも、知識、理解とともに、思考力、判断力、表現力の育成を通し生きる力の育成を目指していました。この趣旨は今回の改訂でも変わりません。

既に、各学校では、生きて働く知識の習得と、それを活用する力の育成を目指し教育に当たっていますが、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、さらに事業改善を図るべく、学校を指導していきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（星野栄二君） 7番。

7番（星野精一君） 一つ、おわび申し上げます。

2番を飛ばしてしまいました。生きる力、生かす力を伸ばす、そういうふうに解釈しております。

2番ですけれども、アクティブラーニングとは、教育の主役は生徒であるという原点に戻り、受け取り教育から主体的に考え、問題を解決する力を養うなどが、その本質だと考えておりますけれども、私も関連書を読み込んだ中で、新学習指導要領の中の大きなポイントはアクティブラーニングだと考えておりますけれども、どのような認識で、それが授業の中でどのように活用されるかお聞かせください。

議長（星野栄二君） 教育長。

教育長（吉野隆哉君） ご指摘のように、中央教育審議会答申では、アクティブラーニングへの転換、つまり、主体的に課題を捉え、解き方も工夫しながら能動的に解決していく学習の必要性が示され、アクティブラーニングという言葉そのものに注目が集まりました。

その後改訂された新学習指導要領の中では、アクティブラーニングの視点を生かした主体的、対話的で深い学びという表現に変わりました。

主体的、対話的で深い学びの主体的は、自ら課題や解決方法を考え、教えられるだけではない授業で、対話的は、自分の考えを他者、つまり友達や先生、また、外部指導者がいる場合にはそういった方とも交流しながら、より良い考え方や解き方を見つける学習方法で、そして、深い学びは、知識を覚えるだけではなく、例えば、社会科歴史などでは、歴史上の事実がどうして起こったのか、その背景はといったことまで考えられるような学習ということであります。この主体的、対話的で深い学びの具現化が学校の課題ということになります。

そして、この主体的、対話的で深い学びの具現化を既に図るべく、学校では、授業改善に取り組んでいます。

片品中学校では、群馬県教育委員会から、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善推進校の指定を受け、昨年度と今年度の2年間、研究そのものは3年間ですが、このテーマで研究に取組、先進的な研究を他の学校に発信してきました。

また、昨年10月の発表会の際には、片品小学校の先生方も全員参加し、その成果を学ぶなど、新しい学習指導要領の趣旨を生かした授業改善に現在取り組んでいるところであります。ご理解のほどお願いいたします。

議長（星野栄二君） 7番。

7番（星野精一君） 主体性とか対話力という、非常に良いことをお聞きしましたけれども、国際比較で日本の子供たちは学力はあるが主体性がないという評価があったんです。対話力、思考力、判断力、表現力、自分の頭で考え、決めて言葉にする。最後の言葉にするためには、国語力が必要と思うんですけども、それを培うような、例えば、読書を一生懸命するとか、そういうほうに力をどのくらい注いでいますか。

議長（星野栄二君） 教育長。

教育長（吉野隆哉君） ご指摘のように、今の子供たちは、コミュニケーション能力が不足しています。ですから、知識があっても、なかなかそれを外に発信するというのは難しい状況にあります。

学校でもそのあたりは認識していますし、国の方針でも同様の方向で、表現力を大変大事にして取組んでいます。国語の授業ももちろんですが、その他の全ての授業を通して、人との交流を通じた深い学びの授業を目指して学校は実践しておりますので、やがてそういう教育を受けた子たちが大人になったときに、発信する力を発揮してくれると考えております。

**議長（星野栄二君）** 7番。

**7番（星野精一君）** 今のお答えを聞いて非常に安心をいたしました。

まず、小学校、中学の子供たちも道で会うと非常に、おなかの底から挨拶してくれます。というのは、学校、家庭教育が元にありますけれども、基礎教育がしっかりと機能している証拠だと思います。

それでは、4番に行きますけれども、教育は英語でエディケーションといいます。もとの意味はその人の中にある才能を引き出すのがその本質であります。日本は国策としてあえて個性化教育をやったこなかったというのが私の認識であります。

国民教育は明治維新から始まりましたが、明治から昭和初期までは富国強兵、強い国にするために国に尽くす人づくり、戦争に負けてからは経済戦争に勝ち抜くためには、死ぬまで働き会社に尽くす企業戦士づくり、ちなみに過労死という言葉は国際語になっているそうです。

その結果として、多くの国に迷惑をおかけしましたが、アジアで欧米の植民地化を免れたのは我が国とタイのみであり、戦後の経済復興はアジアの奇跡と評価されました。

しかし、本格的なグローバル化の時代に入り、デジタル革命という人類史上幾度目かの産業革命の中、画一化教育から脱皮をし、本腰を入れて行うときが来たと思います。

我が村の出生数もかつての10分の1になり、それぞれの資質を引き出す本当の意味での個性化教育できる学習環境になったと言えますけれども、どう認識をし、どう対策をしているのかお聞かせください。

**議長（星野栄二君）** 教育長。

**教育長（吉野隆哉君）** ご指摘のように、学校における児童生徒の数は年々減少しています。10年前には316人いた片品の小学生は、今年163人、同様に片品中学校は176人から102人に減少し、小中とも10年間でほぼ半数になっています。

人数が少なくなってきたことから、一人一人の個性を尊重できる環境になったことは間違いありません。

以前は、児童生徒を一くくりにした画一的な指導を行うこともありましたが、現在は一人一人が違っていることを前提に、個性を尊重した教育に転換が図られています。

例えば、計算が得意な子、暗記が得意な子、運動が得意な子がいるように不得意な子もいます。また、LDと呼ばれる学習障害、つまり、知的な発達の遅れはないものの、障害を持ち、聞く、話す、読む、書く、計算するなどのうち、特定の能力の習得や使用に困難な子もいます。また、一斉指導になじみにくい子もいます。

このように、他とは違うことはだめなことではなく、多様な個性と捉え、その子の力を最大限に伸ばす教育を行うべきと考えます。

また、学力の習得にも、効果が上がる学習方法は人によって異なります。学校はその子の良さを引き出し、伸ばすべく努力をしているところではありますが、個に応じた指導には指導者の人数が必要であります。

群馬県教育委員会では、定数で決められた学校の教員に加え、特配ということで教員数を増やして配置する制度があります。今年度、片品の小中学校には、学力向上特配がそれぞれ1名ずつ配置されていました。

しかし、子供の数が少なくなった今でもそれだけでは不十分ですので、今年度は村費で小中学校にはそれぞれ2名の特別支援員と、片品小学校にはマイタウンティーチャー2名を配置しました。それらを活用し、学校では個に応じた指導を展開してくれています。

また、来年度も同様に、特別支援員とマイタウンティーチャーを配置したいと考えております。

併せて、来年度から、特別支援学級の定数が緩和され、障害種ごとの学級を設ける基準が3人から2人になります。

片品中学校は該当しませんが、片品小学校では、今年度、特配で2学級になっていた知的学級と情緒学級が定数内で来年度は同じ2学級になります。

さらに、これも来年度の話ですが、県費による特配で、片品小学校に通級指導教室という教室ができることになりました。通級指導教室は、通常学級に在籍しながら、ある教科、ある時間を個別に近い状態で学習できる教室です。

そういった環境が整うことになり、一層、個に応じた指導が展開できますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

**議長（星野栄二君）** 7番。

**7番（星野精一君）** 私は日本が変わるためには教育革命をなさなければと考えておりますけれども、教育長も教育畑が長くて教育行政に携わっているわけですが、皮膚感覚として県や国が変わろうとしているなという実感を持ちますか。

**議長（星野栄二君）** 教育長。

**教育長（吉野隆哉君）** 人の配置につきましては、都道府県で異なります。

以前に、全国の校長先生方とお話をしたことがございますが、群馬県は全国の中でも人

の配置を一番考えていただいている県だと認識しています。

国も、文科省では、人が少ないので予算を取りたいということで財政と交渉しておりますが、なかなかそれが認められない現状がございます。

文部科学省、また群馬県教育委員会学校人事課としては、人の配置をぜひお願いしたいということで、いろいろ働きかけていますし、それが今話題になっている学校の働き方改革につながっていくと認識しています。

以上です。

**議長（星野栄二君）** 7番。

**7番（星野精一君）** 今、冒頭の言葉での人材確保法が有名無実化している状況の中で、非常に厳しいと思いますけれども、村長もおりますんで、今後とも財政もしっかりとって、人づくり、ひとつよろしくお願いします。

じゃ、続いて、5番やります。

島根県の日本海に浮かぶ海士町という町で、島ですけれども、1日、船が2往復、しけのときには船が途絶えるという島がありますけれども、かつて8,000人の島民が4分の1まで減り、危機感を持った町長が改革を行い、一流企業をやめた若者が次々に移住し、今まで1学年1学級が2学級となり、住む家も足りないといううれしい悲鳴を上げているそうです。その町長の高校の卒業式の祝辞で仕事をつくりに戻ってこいと檄を飛ばしたそうです。

どこにいても必ず出てくる言葉が、戻っても仕方がないという言葉がみんな言いますけれども、しかしそれは、人に使われることを前提としているのではないのでしょうか。

「鶏口となるも牛後となるなかれ」という古くからの言葉があります。大きな会社で人に使われるよりも、小さくてもいいから独立しようとの意味だと私は解釈しておりますけれども、先進国の中で残念ながら日本は起業率が非常に低いそうです。独立自尊の精神を育むというのが欠けているのではないのでしょうか。

だからこそ、今こそそれが大切だと考えておりますけれども、どう認識を、教育長しているのでしょうか。

**議長（星野栄二君）** 教育長。

**教育長（吉野隆哉君）** ご指摘のように、独立自尊の精神を育む教育は大切だと考えております。

独立自尊とは、人に頼らず、自ら考え判断し、行動することと認識しておりますが、学習指導要領の総則に書かれている教育で目指すこと、それは生きる力を育むことであり、学習を通して思考力、表現力、判断力を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことと示されています。

つまり、教育を通してこれらの力をつけることを目指しているわけで、自ら考え判断し、行動するという独立自尊の精神に通じるものであります。

私自身は、学校の役割は自立した社会人になれるための資質を養うことにあると考えております。そのために、学力の定着も目指しますし、コミュニケーション能力も、そして、勤労意欲なども育てるということであります。

また、起業に関しては、キャリア教育を通して身につけた職業観からの選択肢の一つだと捉えております。キャリア教育は、職業教育とも言えますが、児童生徒が、社会的、職業的自立に向けて必要な能力、態度を育てる教育であります。片品中学校の職業体験学習が一番わかりやすい例かもしれません。

小学校でも、発達段階に応じたキャリア教育を推進しています。それは、仕事の大切さを学ぶことであったり、人との関わり方であったり、自分の長所、短所を見つめることであったりします。

このキャリア教育を通して学習した将来設計の中に起業も含まれると考えます。

日本人の中には、自分の責任で判断し、行動することが余り得意でない人もいます。それが起業率に関係しているのかもしれませんが。しかし、それも先ほどお話しした個性だと捉えています。自分の個性をきちんと捉えた上で、適性がある人は起業するということだと思います。

学校は、そのときに必要な資質を身につけていくことが責務だと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

**議長（星野栄二君）** 7番。

**7番（星野精一君）** 7番。

教育長おっしゃった自立した社会人を育てる、という方針におおいに賛成します。ただ、今の子供の約半分が、今この世の中に存在しない仕事につくという文言が、ある読み込みの書類の中に出てきました。また、今ある仕事のほとんどが人工知能に取ってかわられるとも言われています。

寄らば大樹の影という、大樹次第でも大きな木自体がなくなる、あるいは木が小さくなっていく時代、だからこそ、独立自尊の精神を持った子供をしっかりと育てる教育行政をやってほしいなど切に思います。

それでは、次に、6番に移ります。

地方や町村は、東京や企業のための人材育成や人の提供の場ではございません。

昨年に視察に行った石垣市のUターン率が60%と高いのは、それを支える郷土愛教育にあると私は考えております。

里山資本主義で知られる藻谷先生の講演会を聞くと、衰退する自治体の大人はどこも同じように、ここは何もないと言うそうですが、何もないはずはなく、それは何も知らないだけだと思います。だからこそ、戻ってきて仕事を立ち上げる人間を育てるためには、自

らの村を知る郷土愛教育が必要だと私は考えていますけれども、どう認識し、どう対応しているのでしょうか。

**議長（星野栄二君）** 教育長。

**教育長（吉野隆哉君）** 確かに、片品村において仕事を立ち上げることができれば、就職先にとられることなく村に住んでいただけるので、有効な選択肢であると認識しています。

この仕事の立ち上げに関しては、先ほどのキャリア教育の中で説明申し上げたとおり、適性に応じてということになるかと思います。

また、郷土愛教育については極めて重要であると認識しています。それは、ご指摘のとおり、教育の力で片品に愛着を持ち、片品に住み、片品を守り支えていこうとする児童生徒を育て、できれば片品に戻ってきて欲しいと願うからであります。

教育の力ということになりますと、学校に願ひするしかありません。そこで、片品の教育という冊子の中で、その重要性を訴えてきました。

また、片品村教育振興基本計画や片品村教育要覧に、ふるさと片品を愛する心を育てるを盛り込んで施策を展開しています。

学校では、これらを踏まえて取組を推進していますし、郷土を愛する心の育成は重要な柱として捉えてくれています。

例えば、小学校では、1、2年生の生活科で地域に密着した学習を推進していますし、3年の社会科では、学校の周りや片品村全体のことを勉強します。これには副読本を使用しますが、新学習指導要領全面実施の2020年度に向けて改訂版を作成すべく準備しているところであります。

また、総合的な学習の時間では、尾瀬についても学習していますし、各学年で遠足などを通して村を知り、良さを理解する取組を推進しています。

また、片品中学校では、経営方針の中に「自分自慢、片中自慢、片品自慢のできる生徒の育成」を掲げ、伝統と文化の再発見ということで、片中文化の日に弟子入り講座を実施しています。

また、今年から「片品学」として、片品村を博物館に見立て、地域の方全員を学芸員として地域の良さを学び、再発見する取組をスタートさせました。この取組は校長通信を通して保護者にも知らされています。この校長通信は、既に教育委員会でいただいているだけでも45号を数え、片品を愛する生徒の育成に学校を挙げて取組でいただいているところでございます。

これ以外に片品中学校では、3年社会科、地方自治と私たちで、議会について学習したり、英語科で片品村の観光案内ポスターを作ろう、国語科で片品気候リーフレットの作成、総合的な学習の時間で片品を題材にし、1年、片品を知る、2年、片品を探る、3年、片品を提案するように、地域に密着した学習を展開していただいています。

今、具体的な取組を紹介させていただきましたが、何より大切なのは日々の活動の中で先生方が常に片品を愛する児童生徒の育成を意識していることだと思います。これからも学校と連携しながら、取組でいきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

**議長（星野栄二君）** 7番。

**7番（星野精一君）** はい、7番。

教育長の答えを聞いて非常に安心をしました。

農文協から出ている本を読み込んでいくと、地方の自治体は1%、とにかく帰ってくれば何とか現状は維持できるそうです。しかしながら、今現在、片品は平均20人ぐらいしか生まれないわけですから、全員残ってくれても1%に満たないようですけれども、残ってくれる、あるいは、帰ってきて、こういう教育環境、これをますます推進していただきたいと思います。

村長は答弁者ではありませんので、村長、よろしくをお願いします。

それでは、質問の7番に移ります。

知育、徳育、体育の教育の3本柱を育むためには、農業教育が最適だと考えます。また、その環境もあります。これ実行すべきであると考えますが、どう認識するのかということですが、その知育、徳育、体育プラス食育で本当の教育が完成すると私は考えています。

今、アメリカでは、食育農園という、自分たちの給食の食材、自分たちの畑で育てる学校が非常に増えており、その成果が出ているそうです。

これは小中学校ではどのように農業体験といいたいでしょうか、農業教育がなされているのか、現状を聞かせてください。

**議長（星野栄二君）** 教育長。

**教育長（吉野隆哉君）** 農業教育を通じた知育、徳育、体育の育成について回答させていただきます。

確かに農業教育は、人格の形成、つまり、知育、徳育、体育の育成には有効な手段であると思いますし、その環境も片品村にはございます。

これまで、農業体験活動を取り入れた学校からは、食育に関する効果のほかに、友達と協力する大切さを理解した、コミュニケーション能力が向上した、働くことの意義や尊さを実感した等、人格の形成に有効であるという項目のほかに、地域や自然を愛する心が育ったなど、先ほどお答えした郷土愛につながる効果もあるという報告がなされています。

現在、片品小学校では5年生の米づくりや、3年生でのりんご農家さんへの訪問等を行っていますが、中学校の職業体験では残念ながら体験先に農家は含まれておりません。

今では、農業体験を組み入れた教育旅行等を実施する学校も増えてきました。その教育の効果が十分にあると考えます。

しかし、修学旅行等は見分を広めるということからも、異なる地域へ行くことも大切です。また、別の体験活動を増やすことや、教室での農業教育は、教育課程の制約が多い中で難しいということもありますので、研究が必要かと思えます。ご理解くださいますようお願いいたします。

**議長（星野栄二君）** 7番。

**7番（星野精一君）** はい、7番。

農業立村にいながらちょっと私の実感では薄いなと認識が。これは前向きに考えていただきたいと思えます。

農業というのは英語でアグリカルチャーというそうですけども、アグリは土、カルチャーは耕す、私流に解釈すると、子供たちにまだ鋤が入っていない、体という畑を耕し、心を耕し、頭を耕すのが人教育の本質だと思えます。ぜひこれは推進していただきたいと思えます。

それでは、質問の最後の8番に行きたいと思えますけれども、平成31年より1学年1学級が定常化します。人間関係が9年間固定化するということは、様々な問題が生じると考えますけれども、これは、私たちはやっぱりクラスがえの楽しさも知っていますし、ちょっと理解してあげられない問題だと思えますけれども、いじめの問題だと人間関係が固定化することは様々な問題が出てくると思えます。それに対してどういう対策をなされているのかお聞きしたいと思えます。

**議長（星野栄二君）** 教育長。

**教育長（吉野隆哉君）** ご指摘のように、小学校から中学校までクラス替えがなく、そういった面では、人間関係が極めて重要であると認識しています。

これについては、生徒指導をきめ細かく実施していくことや、これまで以上に学級活動や道徳科を中心とした全教育活動を通じて人間関係づくりを丁寧に指導していくことで対応するしかないと考えております。

特に、特別活動の領域の中で、学級活動では、学校生活や学習の基盤としての集団づくりを学びます。道徳科においては、主として人との関わりに関する教育の中に、小中学校とも親切・思いやり、友情・信頼、相互理解、寛容などの項目があり、これらの指導を通して人との関わり合いをより良いものにしていくように、教育委員会としても学校と協力して進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

**議長（星野栄二君）** 7番。

7番（星野精一君） はい、7番。

9年間、流動性を持たない、固定化するということ。煮詰まる、人間関係も煮詰まる、これ料理に例えれば煮詰まるとあくがでるわけですけれども、やっぱり人間関係が濃くなる、これをお酒に例えれば、強いお酒は二日酔になりますし、食事も濃い食事は病気になる原因も作ります。いろいろそれを薄める努力も必要になってくるんですが、これ一つの提案ですけれども、隣の利根町でも既に1学年1学級が定常化しているんです。授業がその学校によって進展がありますけれども、例えば、音楽であるとか、体育であるとか、図画工作であるとか、そういう授業に限って、仮クラス替えといいたいまいしょうか、片小、片中の生徒が向こうに、向こうからこっちに来てもらうという、ちょっとそういうようなことはいかがでしょう。

議長（星野栄二君） 教育長。

教育長（吉野隆哉君） 学校を超えてということによろしいでしょうか。

新学習指導要領が変わった中で、非常に時数が厳しい現状がございます。教育課程の中で、国語は何時間、数学が何時間、そういった縛りがございます。

ですから、子供たちが学校にいる中で、余裕のある時間はほぼないと言っても過言ではありません。

ですから、例えば、片品中学校が利根中学校と交流をするとして、学校行事のように単発的なものであれば一部可能なのかもしれませんが、ただ、普段の授業、毎日の授業ということになると、それをすることは時数的に厳しいと考えます。

趣旨は大変いいことだと思いますが、なかなか運用するに当たっては課題も多いと考えます。

議長（星野栄二君） 7番。

7番（星野精一君） 文科省からいろんな指導要領の厳しさは私のような素人が想像を超える範囲のところまでできているかと思います。その中で、可能な範囲の大胆な、あるいは飛躍した、今までにとらわれないような教育行政を行うと、この1学年1学級の弊害なども取りさることは無理でもできるだけ薄める、そういうような活動をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問をおしまいにさせていただきます。

議長（星野栄二君） 以上で一般質問を終わります。

---

議長（星野栄二君） 暫時休憩いたします。

1時15分に再開いたします。

午前 11時40分

午後 1時15分

議長（星野栄二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

**日程第5 議案第1号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する  
条例について**

議長（星野栄二君） 日程第5、議案第1号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第1号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法による職員の失職について特例を設けるため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、公務執行中の過失または通勤途上の交通事故により禁錮以上の刑を処せられた職員のうち、その刑の執行が猶予された場合について、情状により特に必要と認めるときは、職を失わないものとするができるという特例を定めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、公布の日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第2号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第6、議案第2号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第2号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院規則の改正にあわせ、職員の超過勤務時間の上限を定めるため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、条例に新たに規則への委任規定を設け、別途、職員の勤務時間、休暇等に関する規則で詳細を定めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、平成31年4月1日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第2号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第7、議案第3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、片品村観光協会の法人化に伴い、片品村が職員を派遣することができる団体に一般社団法人片品村観光協会を加えるため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものであり、公布の日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（星野栄二君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** これで討論を終わります。

これから、議案第3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

**議長（星野栄二君）** 日程第8、議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案

の説明を申し上げます。

今回の改正は、群馬県福祉医療費補助金交付要綱等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、重度心身障害者等の入院時食事療養標準負担額への助成について改正するもので、一定の所得がある方には自己負担をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（星野栄二君）** なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 原澤博美君。

**保健福祉課長（原澤博美君）** 保健福祉課長。

（詳細説明）

**議長（星野栄二君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** これで討論を終わります。

これから、議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第5号 片品村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第9、議案第5号 片品村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第5号 片品村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、学校教育法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、専門職業人の養成を目的とする、新たな高等教育機関の設立による布設工事監督者に関する配置基準及び資格基準、水道技術管理者に関する資格基準の改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 星野重吉君。

農林建設課長（星野重吉君） 農林建設課長。

（詳細説明）

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第5号 片品村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

議案第5号 片品村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第6号 地方公営企業法の適用に関する条例を廃止する条例について

議長（星野栄二君） 日程第10、議案第6号 地方公営企業法の適用に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第6号 地方公営企業法の適用に関する条例を廃止する条例について提案の説明を申し上げます。

観光施設事業を地方公営企業法に基づく会計から一般会計に移行することに伴い、関係条例を廃止するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** これで討論を終わります。

これから、議案第6号 地方公営企業法の適用に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 地方公営企業法の適用に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第7号 片品村観光施設事業に係る出納その他の会計事務の一部に係る  
権限を会計管理者に行わせる条例を廃止する条例について**

**議長(星野栄二君)** 日程第11、議案第7号 片品村観光施設事業に係る出納その他の会計事務の一部に係る権限を会計管理者に行わせる条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

**村長(梅澤志洋君)** 村長。

議案第7号 片品村観光施設事業に係る出納その他の会計事務の一部に係る権限を会計管理者に行わせる条例を廃止する条例について提案の説明を申し上げます。

観光施設事業を地方公営企業法に基づく会計から一般会計に移行することに伴い、関係条例を廃止するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長(星野栄二君)** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

**議長（星野栄二君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** これで討論を終わります。

これから、議案第7号 片品村観光施設事業に係る出納その他の会計事務の一部に係る権限を会計管理者に行わせる条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 片品村観光施設事業に係る出納その他の会計事務の一部に係る権限を会計管理者に行わせる条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第8号 片品村観光施設事業に関する条例を廃止する条例について

**議長（星野栄二君）** 日程第12、議案第8号 片品村観光施設事業に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

議案第8号 片品村観光施設事業に関する条例を廃止する条例について提案の説明を申し上げます。

観光施設事業を地方公営企業法に基づく会計から一般会計に移行することに伴い、関係条例を廃止するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第8号 片品村観光施設事業に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 片品村観光施設事業に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第9号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（星野栄二君） 日程第13、議案第9号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第9号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について提案の説明を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合が、別表第2の3、消防団員又は消防吏員に係る賞じゅ

つ金支給事務の共同処理を平成31年4月1日から開始するために、群馬県市町村総合事務組合の規約変更を行う必要があり、地方自治法の定めにより、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（星野栄二君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** これで討論を終わります。

これから、議案第9号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第10号 村道路線の認定及び廃止について

**議長（星野栄二君）** 日程第14、議案第10号 村道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第10号 村道路線の認定及び廃止について提案の説明を申し上げます。

須賀川バイパス開通による旧国道部分について、村道1301号線とし、併せて付け替えによる2路線の村道認定をお願いするものです。

また、須賀川バイパス建設に伴う村道2路線と、戸倉地内で1路線の廃止をお願いするものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長（星野栄二君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 星野重吉君。

農林建設課長（星野重吉君） 農林建設課長。

（詳細説明）

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第10号 村道路線の認定及び廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 村道路線の認定及び廃止については、原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第11号 指定管理者の指定について  
日程第16 議案第12号 指定管理者の指定について  
日程第17 議案第13号 指定管理者の指定について  
日程第18 議案第14号 指定管理者の指定について  
日程第19 議案第15号 指定管理者の指定について  
日程第20 議案第16号 指定管理者の指定について  
日程第21 議案第17号 指定管理者の指定について  
日程第22 議案第18号 指定管理者の指定について  
日程第23 議案第19号 指定管理者の指定について  
日程第24 議案第20号 指定管理者の指定について  
日程第25 議案第21号 指定管理者の指定について

議長（星野栄二君） 日程第15、議案第11号 指定管理者の指定についてから日程第25、議案第21号 指定管理者の指定についてまでの以上11件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第11号から議案第21号まで、指定管理者の指定について提案の説明を申し上げます。

指定管理者制度の適用により、指定管理者を次のとおり指定し、お願いするものでございます。

議案第11号 片品村老人憩の家につきましては第4区長に、議案第12号 菅沼農村広場につきましては菅沼組長に、議案第13号 摺淵生活改善センターにつきましては摺淵組長に、議案第14号 武尊運動広場、武尊体育館、片品村農業者トレーニングセンターにつきましては第3区長に、議案第15号 白根トレーニングセンターにつきましては穴沢組長に、議案第16号 片品村健康増進施設、片品村山村広場施設、片品村ふれあい広場につきましては第5区長に、議案第17号 片品村郷土文化保存伝習施設につきましてはNPO法人片品・山と森の学校に、議案第18号 土出運動広場につきましては土出運動広場管理組合に、議案第19号 戸倉観光農林漁業経営管理所につきましては戸倉区長に、議案第20号 尾瀬木工センターにつきましては片品山岳ガイド協会に、議案第21号 花咲観光農林漁業経営管理所につきましては栃久保組長にお願いし、期間は、それぞれ平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから一括して質疑を行います。  
質疑は、ありませんか。  
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから、議案第11号 指定管理者の指定について討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。  
これから、議案第11号 指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第11号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。  
これから、議案第12号 指定管理者の指定について討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。  
これから、議案第12号 指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第12号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

た。

これから、議案第13号 指定管理者の指定についてを討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** これで討論を終わります。

これから、議案第13号 指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第14号 指定管理者の指定についてを討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** これで討論を終わります。

これから、議案第14号 指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第15号 指定管理者の指定について討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。  
これから、議案第15号 指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第15号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。  
これから、議案第16号 指定管理者の指定について討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。  
これから、議案第16号 指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第16号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。  
これから、議案第17号 指定管理者の指定について討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。  
これから、議案第17号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第18号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** これで討論を終わります。

これから、議案第18号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第19号 指定管理者の指定についてを討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** これで討論を終わります。

これから、議案第19号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第20号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** これで討論を終わります。

これから、議案第20号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第21号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** これで討論を終わります。

これから、議案第21号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(星野栄二君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第26 報告第1号 専決処分の報告について

議長（星野栄二君） 日程第26、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。  
本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第1号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

この報告につきましては、片品村立片品中学校改築工事に係る変更請負契約について、  
専決処分したことにより、報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

議長（星野栄二君） なお、詳細な説明を求めます。

教育委員会事務局長 星野勝彦君。

教育委員会事務局長（星野勝彦君） はい、教育委員会事務局長。

（詳細説明）

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

---

## 日程第27 同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について

議長（星野栄二君） 日程第27、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命についてを  
議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について提案の説明を申し上げます。

片品村教育委員会委員、戸丸幸江氏が去る平成30年7月16日に逝去されたため、そ

の後任として星野圭子さんをお願いするものです。

星野圭子さんは、人格並びに教育に関する識見とも適任者であると思いますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

**議長（星野栄二君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** これで討論を終わります。

これから、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

日程第28 議案第22号 平成30年度片品村一般会計補正予算（第4号）について

日程第29 議案第23号 平成30年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について

日程第30 議案第24号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）  
について

日程第31 議案第25号 平成30年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）に  
ついて

日程第32 議案第26号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第4号）  
について

日程第33 議案第27号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

## 号) について

**議長（星野栄二君）** 日程第28、議案第22号 平成30年度片品村一般会計補正予算（第4号）についてから日程第33、議案第27号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

議案第22号 平成30年度片品村一般会計補正予算（第4号）について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,754万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ41億6,073万1,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税、寄附金、村債の増額、村税、国庫支出金、県支出金、繰入金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、土木費の増額、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、消防費、教育費、公債費の減額であります。

主な補正の内容は、ふるさと納税見込み額の増加への対応、普通地方交付税額の確定、補助事業の実施に伴う事業費の増額、学校施設環境改善交付金等、各種事業の完了と補助金等の確定による減額であります。

繰越明許費につきましては、片品村役場本庁舎耐震診断業務、片品村武尊体育館屋根改修工事、林道宇条田線県単林道改良工事、村道鎌田・立沢線崩落防止対策工事、大立沢橋橋梁長寿命化修繕工事でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第23号 平成30年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,938万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億6,162万5,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、県支出金、繰入金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、高額療養費、予備費の増額及び出産育児諸費、保健事業費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第24号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,483万4,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、負担金の減額、使用料の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費の減額、施設費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第25号 平成30年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,034万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億7,546万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金及び国庫支出金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第26号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第4号）について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ306万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,468万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金、国庫支出金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、施設費の増額及び建設費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第27号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,375万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、一般会計繰入金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（星野栄二君）** 議案第22号から議案第27号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

- 日程第34 議案第28号 平成31年度片品村一般会計予算について  
日程第35 議案第29号 平成31年度片品村国民健康保険特別会計予算について  
日程第36 議案第30号 平成31年度片品村簡易水道事業特別会計予算について  
日程第37 議案第31号 平成31年度片品村介護保険特別会計予算について  
日程第38 議案第32号 平成31年度片品村下水道事業等特別会計予算について  
日程第39 議案第33号 平成31年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長（星野栄二君） 日程第34、議案第28号 平成31年度片品村一般会計予算についてから日程第39、議案第33号 平成31年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第28号 平成31年度片品村一般会計予算について提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,900万円にお願いするものでございます。

前年度の当初予算と比較すると、6億300万、14.6%の減額であります。

平成31年度の主要事業につきましては、村民の健康増進を推進するため、特定健診やがん検診の受診率向上、疾病の早期発見など、住民が健診を受診できる機会を設けるため、秋に総合健診を実施いたします。また、各種検診をかかりつけ医等で利便性よく受診ができる環境を維持します。なお、妊産婦健康診査や乳幼児健診など、妊娠期から子育て期の支援の充実を図ります。

教育文化面では、次代を担う中学生を海外に派遣し、外国の自然や文化、社会に触れてもらい、生徒たちの国際理解や国際感覚の基礎を培い、さらに、台湾埔心郷との友好交流の目的の一つである教育交流の具体化を図ってまいります。

また、平成31年度も全国マスターズスキー選手権が行われますので、実行委員会へ負担金を支出し、引き続き村としての協力体制を整えてまいります。

環境と安全を守るための事業としては、平成34年度までに防災無線のデジタル化が必要となるため、平成32年度の完成予定で防災行政無線設備を整備してまいります。

なお、村道の維持補修や橋梁の長寿命化対策を引き続き行っていきたいと考えております。

産業と雇用を推進するための事業としては、村内の農業用水確保のため整備工事を実施し、農業の振興を図ってまいります。

観光振興の面では、昨年度まで実施してきた交流連携拠点整備事業の発展的継続事業として、道の駅を活用しながら、観光交流人口の増加のため、OZEアカペラファンタジー

F E Sの開催、名物料理や加工品の開発及びP Rの実施、国際観光交流の推進などの事業を実施いたします。

限られた予算の中ではありますが、要望をいただきながら、なかなか着手できなかった各地区からの要望事項にも配慮をさせていただき、これからも、常に行財政改革を推進し、健全な財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第29号 平成31年度片品村国民健康保険特別会計予算について提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,921万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税、県支出金、繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保健事業費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第30号 平成31年度片品村簡易水道事業特別会計予算について提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,987万2,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料、繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、施設費、公債費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第31号 平成31年度片品村介護保険特別会計予算について提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,396万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金、国庫支出金であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第32号 平成31年度片品村下水道事業等特別会計予算について提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,518万7,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、施設費、建設費、公債費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第33号 平成31年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,188万6,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金、受託事業収入であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（星野栄二君）** 議案第28号から議案第33号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

---

**議長（星野栄二君）** 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 2時03分 散会